

日 薬 業 発 第 455 号
令 和 6 年 3 月 1 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その9）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間等については、令和6年2月14日付け日薬業発第429号ほかにてお知らせしたところですが、今般、期限を令和6年3月7日まで延長し、同日をもってアクティブ化が終了となります。

また、2月に「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用して被災者の薬剤情報等を確認した医療機関・薬局であって、引き続き、被災者を多く受け入れる等の事情により「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用を希望する施設から、厚生労働省に申出があった場合、個別に「緊急時医療情報・資格確認機能」を延長する場合があります。

なお、令和6年3月1日以降の生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資格等の情報に係る同機能の利用についても示されております。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 29 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化の延長等について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 29 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 6 年能登半島地震にかかる

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化の延長等について（その 9）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、『令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）』（令和 6 年 1 月 1 日付事務連絡）等にてお示ししたところですが、下記の地域の医療機関・薬局について、令和 6 年 3 月 7 日（木）まで「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を延長し、同日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますようお願いいたします。

また、2 月に「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用して被災者の薬剤情報等を確認した医療機関・薬局であって、引き続き、被災者を多く受け入れる等の事情により「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用を希望する施設等から、別添 1 様式により厚生労働省に申出があった場合、個別に、「緊急時医療情報・資格確認機能」を延長していただくよう依頼する場合があります。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療機関・薬局に対して、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められないことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認してください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資

格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添1及び別添2中、「保険資格情報」とあるのは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	石川県金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町
期間	令和6年3月7日（木）まで

以上

令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システム
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に係る申出書

本施設は、令和 6 年能登半島地震による被災者の保険資格情報・医療情報を閲覧するため、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化又はその延長を希望します。

1. 医療機関（薬局）コード		
2. 病院・診療所・薬局	(フリガナ)	
	名 称	
	住 所	〒 -
3. 電話番号		
4. 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を希望する理由		
5. アクティブ化が必要な期間（見込み）		

- 本施設は、患者に医療を提供する目的以外で、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用しません。
- 「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用に当たっては、医師、歯科医師、薬剤師その他本施設の長によって閲覧権限を付与された者のほか、本施設の管理者が適切と認めた上で医療情報閲覧アカウントを付与した者に限り、患者の医療情報を閲覧します。
- 「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用に当たり、オンライン資格確認等利用規約第 25 条第 1 項各号に掲げる禁止事項に違反した場合、同条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、実施機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会）は、本施設に対して、オンライン資格確認等システムの利用停止や名称公表等の措置をとることができることについて了解しました。

上記のとおり申し出ます。

令和 6 年 月 日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室宛て

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

開設者名 _____

住 所 _____

オンライン資格確認等システム利用規約（抄）

（禁止事項）

第25条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的（患者の資格情報の確認及び医療行為等への活用）以外の用途で本システムを使用する行為
- 二 第21条第2項の場合を除いて、患者の同意なく薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧する行為
- 三～八 （略）
- 九 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 十 公序良俗に反する行為
- 十一～十四 （略）

2 実施機関は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（利用規約に違反した場合の措置）

第26条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。

2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。

3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

- 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
- 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること

4 実施機関は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。

なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf) をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 20 条第 2 項第 2 号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）